

令和 3年 7月

富士市指定給水装置工事事業者 各位

富士市上下水道部水道維持課

水道メーターの設置位置について

平素は、富士市水道事業及び給水装置工事の適正な施工の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

給水装置工事の申込みにおける水道メーターの設置位置につきましては、従前から給水装置工事に関する取扱基準に従い、道路等と敷地との境界から概ね1m付近で、検針及び維持管理が適切に行える場所へ設置していただくようご協力をいただいているところであります。例外的に、土地の利用計画等の状況によりこれによりがたい申請がされているケースがありましたが、今後は、改めて取扱基準に従った申請をしていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

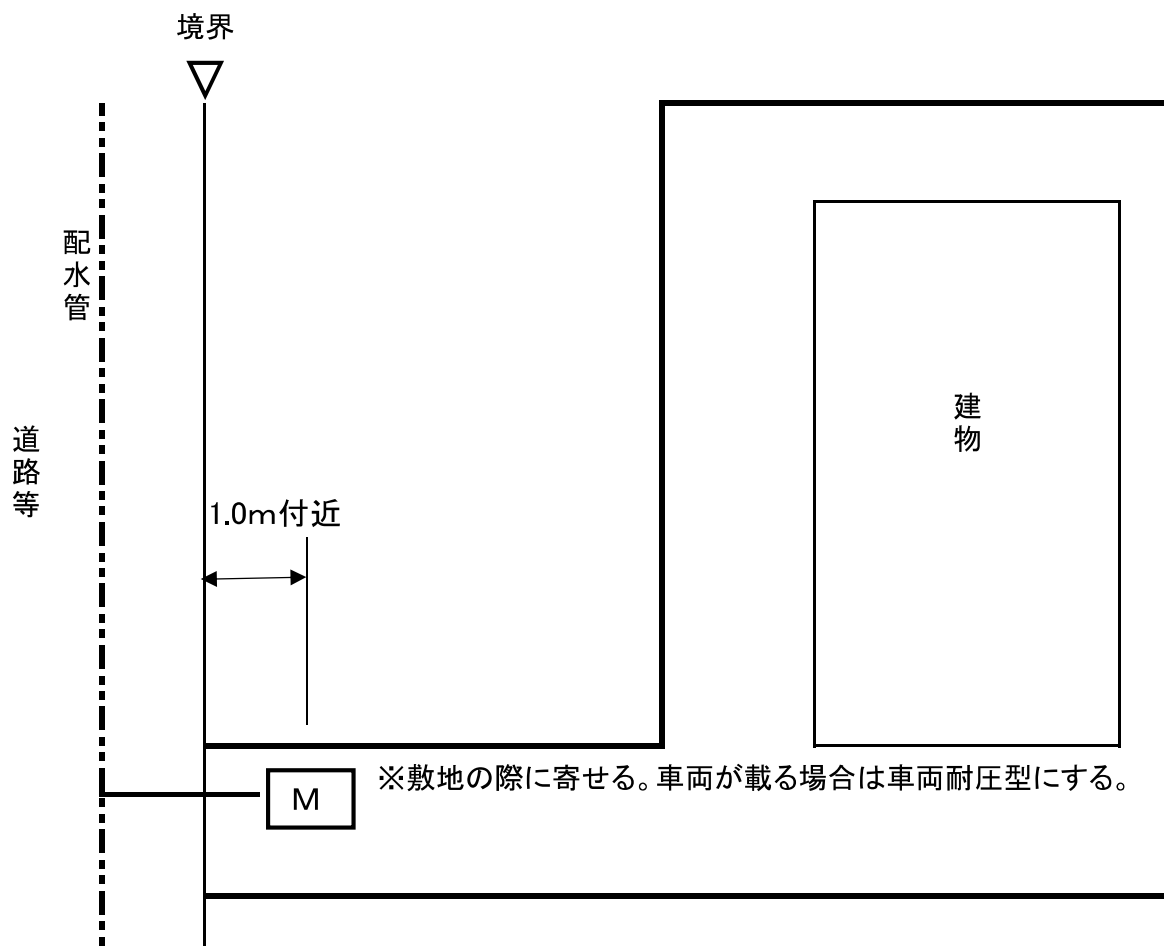
また、施主への説明や見積書等の作成に当たりましては、十分に注意していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※個別の状況におけるご不明な点は、給水装置担当へお問い合わせください。

水道維持課給水装置担当

0545-67-2835

◆旗竿地



◆駐車場等車両が載る場合

